

勤、看護、学校の公的行事への参加

②私的理由

介護疲れによる休養、旅行など

サービスを利用できる方

おおむね65歳以上であつて、家族の介護を受けているねたきり及び痴呆性のお年寄りなどが対象となります。

費用

1日当たりの利用料は、2060円で、生活保護世帯については、利用料が減免されます。

訪問入浴サービス

移動入浴車が家庭を訪問し入浴サービスを行います

在宅のねたきりのお年寄りやねたきりの障害者に、入浴サービスをすることにより、保健衛生の向上と福祉の増進に資することを目的としています。

サービスの内容

移動入浴車により家庭に訪問し、介護者に代わって月3回入浴サービスを行います。

サービスを利用できる方

おおむね65歳以上のねたきりのお年寄りや18歳以上のねたきりの身体障害者が対象となります。

費用

世帯の所得に応じて、1回につき500円から5000円負担していただきます。なお、低所得の世帯は無料となります。

(表1) 対象品目・対象者

区分	品目	対象者
給付及び貸与	特殊寝台	おおむね65歳以上のねたきりのおとしより
	マットレス	
	エアーマット	
給付	車いす	おおむね65歳以上のおとしよりであつて下肢が不自由な方
	体位変換器	おおむね65歳以上のねたきりのおとしより
	腰掛便座(便器)	
	特殊尿器	
	入浴補助用具	おおむね65歳以上の介護を要するおとしよりであつて入浴に介助を必要とする方
	電磁調理器	おおむね65歳以上であつて、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしのおとしよりなど
	歩行支援用具	おおむね65歳以上のおとしよりであつて下肢が不自由な方
	痴呆性老人徘徊感知機器	おおむね65歳以上の痴呆のおとしよりであつて徘徊を伴う方の属する世帯の世帯主
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり、ひとり暮らしのおとしよりなど
	自動消火器	
レンタル	移動用リフト	おおむね65歳以上のねたきりなどのおとしよりを抱える介護力の低下した高齢者世帯など
	緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり暮らしのおとしよりなど
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしのおとしよりなど

老人日常生活用具給付等事業

特殊寝台などの日常生活用具を

お使いいただけます

在宅のねたきりやひとり暮らしのお年寄りに、特殊寝台や車いすなどの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、お年寄りの福祉の増進に資することを目的としています。

サービスの内容

老人日常生活用具給付等事業として給付または貸与される用具は、表1の特殊寝台などです。

サービスを利用できる方

おおむね65歳以上のお年寄りが対象となりますが、表1のように用具の種類に

応じて利用対象者が定められています。

費用

日常生活用具の給付などを受けた方、または、その方の世帯の所得に応じて、16300円から全額を負担していただきます。なお、低所得者世帯は無料です。

給食サービス

ふれあいとまごころを

お届けします

サービスの内容

月1回、ご自宅にあたたかいお弁当(昼食)をお届けします。

サービスを利用できる方

65歳以上のひとり暮らしのお年寄り

費用 無料

ふとん丸洗いサービス

体の不自由な方のためにふとんの丸洗いサービスを行います

サービスの内容

少しでも心地良く過ごせるように、ふとんの丸洗いを年1回実施しています。

サービスを利用できる方

家庭において、おおむね6ヶ月以上ねたきりの状態にあるお年寄り

費用 無料

申込みと問合せ先

役場福祉課 ☎82-1111内線255、または、社会福祉協議会 ☎82-16545へ。



給食サービスは人と人とのふれあい……